

## 第21期第17回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月21日(水) 14時00分から15時15分
- 2 開催場所 高知市本町4丁目3-30 県民文化ホール 「第7・第8多目的室」
- 3 出席委員 林田千秋、御処野誠、島崎 章、西脇亜紀、川村寛二、百田美知(計6名)  
欠席委員 筒井一水、大木正行、堀澤 栄、山下慎吾  
署名委員 百田美知、川村寛二  
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事  
事務局 木村書記長、占部書記
- 4 審議事項  
第1号議案 高知県漁業調整規則の一部改正について  
第2号議案 令和6年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について  
第3号議案 もくずがにの採捕に係る委員会指示について

### 5 議事内容

木村書記長	<p>定刻となりましたので、ただ今より第17回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の会議ですが、委員定数10名の内、出席委員は6名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。</p>
林田会長	<p>それでは、第17回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。</p>
松村部長	<p>みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第17回高知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、お願いしています議案は3件でございます。</p> <p>第1号議案の「高知県漁業調整規則の一部改正について」は、漁業調整規則に定められておりますあゆの採捕の禁止期間を見直ししようとするものでございます。令和元年の内水面漁連組合長会におきまして調整規則上の県内のあゆの解禁日を5月15日に統一しまして、それぞれの漁協の遊漁規則等により各河川の実態に応じて漁協が資源管理を行いたいという要望がございました。また、奈半利川淡水漁協の平鍋ダムより上流のあゆの再生産が安定しない区域ということで、あゆ資源を有効活用したいという要望もございまして、それぞれに対応するものでございま</p>

す。

これまで水産庁と事務レベルでの協議を行ってきた結果、調整が整いましたので、当委員会にお諮りするものでございます。ご承認いただきましたら速やかに水産庁に認可申請を行ってみたいと考えているところです。

第2号議案の「令和6年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」は、漁業法におきまして第五種共同漁業権の免許を受けた者は、漁業権対象の水産動植物の増殖を行わなければならないことが定められておりますことから、令和6年に行う種苗の放流量などについて、決定いただくものです。

第3号議案の「もくずがにの採捕に係る委員会指示について」は、現在発動しております委員会指示が今月末で切れることから、新たに委員会指示を発動しようとするものでございます。今回発動しようとする指示案では漁協などが行う増殖行為等については速やかに承認を行い、もくずがにの増殖行為を効率的かつ効果的に行うことができるよう、事務取扱要領を作成し、それに基づき手続きを行うという形に変更しております。

それぞれの詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いたします。本日はよろしくお願いたします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、山下委員、筒井委員、堀澤委員、大木委員の4名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、川村委員、百田委員に願いたします。それでは議題に入ります。

それでは議題に入ります。

第1号議案「高知県漁業調整規則の一部改正について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、第1号議案 高知県漁業調整規則の一部改正について説明いたします。

資料1の1ページをお願いします。

諮問文を朗読します。5高漁管第840号。高知県内水面漁場管理委員会様。高知県漁業調整規則について、一部改正したいので、漁業法第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定により、諮問します。令和5年11月15日。高知県知事濱田省司。

まず、資料1の構成ですが、2ページが漁業調整規則改正の概要、3から4ページが調整規則改正の告示文、5から14ページが新旧対照表、

15 から 21 ページが改正理由書、別とじの資料 1 - 1 が改正理由書の別紙、資料 1 - 2 が現行の調整規則となっています。

まず、2 ページをお願いします。今回の規則の改正は、あゆ資源を適切に管理し、有効活用するため、調整規則に規定するあゆの採捕禁止期間の見直しを行うものです。

採捕禁止期間の見直しは大きく 2 つございます。2 の (1) 春季の採捕禁止期間の終期の見直し、解禁日の見直しと (2) の秋季採捕禁止期間の撤廃、奈半利川の平鍋えん堤から上流の産卵期の保護の採捕禁止期間を撤廃するものになります。

別紙 1 の 1 ページ目を併せてご確認ください。これは調整規則上のあゆの禁止期間を表にしたものです。黒塗りの部分が調整規則上の解禁期間、あゆを採捕できる期間となっています。ただし、各漁協が定める漁業権行使規則又は遊漁規則により、実際に採捕できる期間をさらに短くしている場合もあります。

今回改正しようとする部分が色塗りの部分で、(1) の解禁日の見直しは、黄色の部分で、現在、河川によって 5 月 15 日、6 月 1 日、7 月 1 日又は 9 月 1 日が解禁となっているものを県内一律 5 月 15 日に統一しようとするものです。これは令和元年の内水面漁連の組合長会におきまして、調整規則上の県内の解禁日を 5 月 15 日にして各漁協で行使規則及び遊漁規則で各河川の実情に応じた資源管理を行っていききたいとの県への要望に添って対応しようとするものでございます。

次に (2) の奈半利川の産卵期の保護期間の撤廃は、10 月 15 日から 12 月 1 日の赤色の部分を解禁しようとするもので、令和元年に奈半利川淡水漁協から県に要望があったものでございます。

漁業調整規則の改正は水産庁の認可が必要で、認可にあたっては、漁業調整及び水産資源の保護培養上の支障がないか、それを改正理由及び参考資料によって裏付けられているかが審査のポイントとなりますので、その点を中心に改正理由書及び参考資料に沿って説明いたします。

15 ページをお願いします。

3 改正理由 (1) 春季の採捕禁止期間の見直し①の経緯です。(ア) 昭和 44 年の規則制定時ですが、これより以前の旧規則では今回の改正後と同様に解禁日を県内統一で 5 月 15 日としていましたが、昭和 44 年の規則制定時に遡上あゆの成長期の保護を目的に各河川にあゆの成長度合いを踏まえて、それぞれの河川の春季の禁止期間の終期 (解禁日) を設定しています。その後 (イ) 平成 11 年には、物部川で 5 月中旬に友釣りであゆが十分釣れることから、物部川の解禁日を 5 月 15 日に改正しています。

次の 16 ページをお願いします。②状況の変化として、3 行目からにな

りますが、人工種苗生産技術の向上により、3月中旬から4月初旬にかけて一定サイズの種苗を放流することが可能となっており、5月中旬には十分漁獲できるサイズに成長していることが確認できている状況です。

③の必要性を17ページにかけて記載しています。要約しますと5月中旬に友釣りにおける漁獲が十分に可能であること、5月に釣れるあゆの大部分は人工種苗であり資源への影響が少ないこと、解禁日を前倒し、河川に釣り人が多く入ることによりあゆを食害するカワウ被害の軽減が期待できること、解禁日を前倒しし、遊漁客を増やすことで遊漁収入を増加させ、放流等の増殖行為の促進につながるということを述べています。

17ページの最後④漁業調整上の支障の有無ですが、アに水産資源に支障がないかということをも18ページにかけて記載しています。

資料1-1の9ページをお願いします。こちらは内水面漁業センターが実施した遡上あゆの目視調査結果になります。箱メガネで目視観察を行い、目視された1群の規模をもとに1から4までスコアをつけたものになります。

表の左側物部川から四万十川は5月15日解禁を含む河川になっています。右側の野根川から松田川は調整規則上6月1日解禁の河川となっています。平成26年から令和5年までの平均値を比べてみると左側の5月15日解禁を含む河川の平均が2.5であるのに対し、右側の6/1解禁の河川では平均2.2となっており、解禁日を5月15日に前倒しすることでの資源への悪影響は確認できませんでした。

次に10ページをお願いします。これは、内水面漁業センター及び高知大学が行った5月の調査において、人工種苗（放流種苗）が占める割合を示したものです。5月に漁獲されるあゆの大半を人工種苗が占めていることがわかります。

次に11ページをお願いします。内水面漁業センターからの今回の調整規則改正に関する意見書となっています。2（1）①で先ほど説明した5月の釣獲比率で人工種苗が大半を占めていること、②で物部川における調査結果として、流下仔魚や遡上にかかる調査において、12月頃の晩期にふ化し、4月以降の晩期に遡上した群、これら5月中旬には漁獲サイズになっていない群が天然あゆ資源の70%を占めていること、そして③で先ほど説明した遡上調査結果からは解禁日の違いが資源に影響を与えているとは考えられないこと。以上のことから、5月15日に解禁しても資源量への影響は少ないという意見となっています。

資料1の18ページにもどっていただき、カワウ対策にもなることなども踏まえて、これらの根拠から総合的に判断すると、解禁日の前倒しを

行っても、天然あゆへの資源への影響は生じないものと考えています。

次にイの漁場の使用に関する支障の有無は、内漁連の組合長会において今回の改正の内容について組織決定されたものであるため調整上の問題はなく、ウの関係県との関係における支障の有無として、河川がまたがっている愛媛県、徳島県に確認し、今回の調整規則改正が問題ないことを確認しています。

⑤今後の状況の変化が生じたときの対応として、調整規則の改正後に資源状況が悪化した場合などは、漁協の漁業権行使規則や遊漁規則でしっかりと管理していくとともに、漁業権がない河川は委員会指示などにより資源保護に努めることとしています。以上が解禁日を5月15日に前倒しする改正理由となっています。

次に(2)の奈半利川の秋季の採捕禁止期間、産卵期の保護の撤廃になります。

①の経緯ア昭和44年規則の制定時ですが、制定当時から産卵保護を目的に10月16日から11月15日までを原則採捕禁止としています。他方産卵親魚の資源量が少量又は不安定であり、漁獲されるあゆ資源の多くを放流資源に頼っているダム湖より上流の区域においては、産卵期の保護の禁止期間を設定していませんでした。

イの平成11年の規則改正の際には、20ページに移りますが、産卵期の禁止期間を半月延ばして11月30日までとして資源保護の強化を図っています。

②奈半利川における採捕禁止期間撤廃の必要性ですが、資料1-1の12ページをお願いします。この改正に関する内水面漁業センターの意見になります。奈半利川で24年、28年に放流前の3月に潜水調査が行われていますが、あゆの姿及びはみ跡がないことが確認されています。このことから再生産が行われている可能性が低いため、採捕禁止期間を撤廃しても河川全体の資源に影響を与えることはないとの意見となっています。

資料1の21ページをお願いします。③漁業調整上の支障の有無のアですが、奈半利川平鍋えん堤から上流に関して、産卵期間の保護区域を設定していないダム湖と同じく産卵親魚の資源量が少量又は不安定であるため、産卵期保護の効果が低いため、撤廃するという整理にしております。

イ漁場の使用に関する支障の有無については、奈半利川淡水漁協からの要望であり、同一河川を共有する魚梁瀬淡水漁協とも調整が整っているため支障は生じません。また、ウの他県との関係は奈半利川に関してはございません。以上が改正の理由となっています。

2ページにお戻りください。スケジュールについて説明します。要望

を受けましてから水産庁管理調整課との協議を行って令和5年10月2日に担当課レベルでの協議が終了しています。その後調整規則の改正案について、10月4日に高知地方検察庁の審査を依頼しています。また、10月5日から11月13日に意見公募を実施し、意見はございませんでした。11月18日に水産庁資源管理部長へ事前協議書を提出し、昨日、水産庁の事前協議が終わり、認可申請はこの内容で差し支えないという回答をいただいています。

本日の内水面漁場管理委員会で答申をいただき、地方検察庁の審査及び水産庁の事前協議が終わりましたら農林水産大臣への認可申請を行い、年度内には規則改正の公布し、施行する予定となっています。なお、今回答申をいただきまして、規則改正を公布・施行するまでには、検察庁や水産庁、県庁内で協議が必要で、その際に改正の告示文や改正理由書の文言等の修正がある場合もございますが、改正する内容に変更がない場合には、その修正については事務局に一任していただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

西脇委員

放流魚の残存率はどれくらいになりますか。

占部主幹

放流魚の残存率に関しては、70%くらいと言われております。

林田会長

ほかにございませんでしょうか。

島崎委員

解禁時の天然あゆの成長を保護するために釣らないという目的は、放流が始まったときからの目的であることは、知っております。令和3年までの資料をみると結構な比率ででておりますが、釣り、網何で調べたのでしょうか。それを聞きたいのが一つ。

友釣りでは人工あゆが釣れるのが5、6パーセントで90パーセント以上が天然というわけですが、その年の種苗の善し悪しによっても違ってくると思います。いい種苗を作る、確保する努力をしていただきたいです。特に今年は散々な種苗でした。吉川を出るときは無菌状態と思います。それを西部に移したときに感染したんじゃないかと思うのは、おとり屋に卸しているおとりあゆがそろって全滅している。放流魚も増水のあとにほとんど見られなくなったし、天然魚もいなくなったので、種苗はかっちりした種苗であり、できるだけあゆの習性を持たしたF1にして。解禁に関しては、和歌山のように5月1日に解禁している河川もありま

すので、いいと思います。温暖化の影響なのか5月15日の試し釣りでも20センチ前後の30グラムを超えた上等のあゆが釣れています。それで、河川の漁協さんの対応によってもずいぶん違ってくると思います。放流した後のカワウの対策、見回りをしているところと、放流してそのまま、表現は悪いですが、極端に言えばカワウの餌にしている河川、こうした河川もありますので。やっているところはやっている、やっていないところはやっていないのでよろしくお願いします。解禁については全く問題ございません。

#### 浜渦課長

放流種苗の生産について説明させていただきますと、平成6年頃から財団法人を立ち上げてそこで内水面漁連が放流用の種苗の生産を続けてまいりました。以後、安定的に生産は順調にいつていますが、その中でも先ほど言われましたF1、前年に河川で親を採ってそれで種苗生産をしていくということで、天然に近づける形で技術の向上を図ってまいりました。そういった形に移行してからは、かなり種苗の質も上がってきたというご評価をいただき、安定的に生産をしてきましたが、平成の終わり頃から技術陣の問題もございまして、種苗の質がかなり落ちてきて、それにプラスして生産経費も増大してきて安定した種苗ができないという状況がございました。そこで県としては内水面漁業センターが種苗生産の技術支援にいつて採卵のところから技術の見直しをして、マニュアル化もし、与える餌などのデータも取り直し、元の安定した生産に戻そうと取り組みを行いつて、現在、かなり安定的に生産ができるよう戻ってきております。どうしても河川漁協から早く種苗がほしいという要望がございまして、F2、人工で作ったものを親として採卵したものから生産するのもの一部はございます。それは全体の1割から2割だったと思います。そのほか、F1は8割から9割を放流しておいて、役割分担としましては、内水面漁業センターが前年度遡上してきたあゆを採捕してきて、親に仕立てる。どうしても冷水病などを持っていますので、内水面漁業センターで冷水菌を駆逐する塩水浴とかの方法がございまして、そこでチェックをしながら保菌しない親を育てて、それを内水面漁連に持って行き、内水面漁連が種苗生産をする。こういった形で円滑に県と実際に種苗生産をするところが体制をとっているところは他にはない。全国的にもかなりいい形で回っていると思っています。今後につきましても、内水面漁業センター、県、内漁連が毎年、種苗生産が終わった後には、技術面での反省会をしまして、毎年、技術向上を図っているところで、遊漁者に喜ばれる天然に近いあゆを作っていくために、今後とも県として取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。

島崎委員

努力をなさっているのはよくわかりました。ただ、実際に現場釣ったときに割合が50パーセント、60パーセントという割合で釣れていないということは、大事なのは天然遡上のあゆを増やす努力、河川の整備とか色々なことを行うことで、とにかく人工種苗を入れても、天然遡上に比べたら尾数は微々たるものと思うんですよ。だから天然あゆを大事にしながら、人工あゆも繁殖につながるようなことをやっていただければよろしいかと思います。ただ、河川環境の影響が大きいと思いますので、よろしくをお願いします。

浜渦課長

河川環境の改善につきましても、これまでも内水面漁連を通じて、各河川が行う産卵場整備に対して補助も行っておりますし、うなぎの関係になります。以前のしらすうなぎ流通センターが発展的に組織を改変しまして、水産資源管理機構として、うなぎの資源保護を一番の目的においた組織に生まれ変わらして、しらすうなぎを扱って得た利益を最大限河川に還元しようという取組を始められる。県としてもこれに対して支援をしてまいりたいと考えています。今予算時期に入っていますが、水産資源管理機構が行う河川環境の改善や生息区域の拡大に資する取組について、県として支援する予算を要求するよう頑張っております。また、土木部や頭首工を管理する農業振興部に対しても生物に優しい河川づくりについて働きかけてまいりたいと思います。

島崎委員

ありがとうございます。差し障りがなければ結構ですので、西部からおとり屋に卸した人工あゆが全滅した原因をかまわなければ教えてください。私もおとりあゆが手に入らず苦労したんですよ。

浜渦課長

私も直接的には聞いていませんが、基本的に放流用種苗は成長段階に応じて冷水病のチェックをかけているので冷水病が原因とは聞いておりません。ただ、吉川の施設は建造してからかなり時間がたっており、濾過などでかなり老朽化が進んでおまして、修繕は計画的に進めていく予定は立てていますが、そういった部分も毎年の生産の反省会で意見がでていましたので、施設の整備も含めて、技術の改善に努めていきたいと考えています。

島崎委員

原因はわからなかったんですよ。

浜渦課長

私は把握しておりませんが、振興課は把握していると思います。定期的にチェックしている病気以外のものが発生したと聞いております。

- 島崎委員 釣り人の間でも喧喧諤諤あったもので。吉川からでて幡多へ出行って。吉川でなく、幡多じゃないかと。皆もやもやしていたので、お伺いしました。
- 西山副部長 正直申し上げて、私はっきり話を聞いておりません。ただ、死んだという話は聞きましたが、それほど死んだ話は知りませんので、話を聞いた上で原因究明がされていると思いますので、また、ご報告の機会を設けさせていただきと思います。申し訳ございません。
- 林田会長 おとりあゆが死んだというのは、東部から西部の間のほとんどのおとり屋がそうだったのででしょうか。
- 島崎委員 私があたってのは、仁淀川水系と鏡川。とにかく生きているあゆをとってしまって、後の補充ができなかったという事態であったと思うんですが、大野見などから持ってきたと思います。
- 西脇委員 おとり屋さんにおとりがなかったのは確かです。
- 島崎委員 ただ、その影響であったかどうかはわかりませんが、仁淀川の本流筋の水が引いたあとも、仁淀川筋の天然あゆが極端に減ったでしょう。だから、皆が言うには放流種苗が影響しているのではないかということ。それとダムの放水が重なって。天然あゆ大水のあとちゃんとでてくるんですよね。あんなに水がでていたのにどこに避難しているのかというくらい帰ってくるんですが、仁淀川に関しては帰ってこなかったです。それは全部ではないです。上八川、小川川もあゆがいたんです。本流に流れ込む一画は常時釣れよったんです。だから、水も影響しているというのはそこからなんです。
- ダムの放水も水が落ち着いても乳白色がとれないんですね。水が落ち着いても一月半位は。
- 林田会長 笹濁り状態ですね。
- 島崎委員 珪藻よりも大事な藍藻が減って、日光が差し込む藍藻が育つところだけ釣れるのか。黒瀬でも釣れる場所が限られる。伏流水が流れ込んでるところ、浮き石につきやすいとか。まあ、ダムの水の影響とちょうどおとりあゆの病気が重なったので、より種苗に対しての風当たりが強かったと私は思います。

林田会長

ありがとうございました。

木村書記長

島崎委員から質問のあった釣り方と人工種苗の比率について補足説明をいたします。資料1-1の10ページをお願いします。

こちらが人工種苗の比率が高かったという説明となっていて、こちらは友釣りで採ったものとなっています。こちらはいくまで採捕禁止期間に特別採捕許可を受けて行っていますので、解禁日以降の話ではございません。解禁日以前ですので、天然種苗が育ってなくて人工種苗が多いという結果となっています。結果につきましては、内水面漁業センターと高知大学というちゃんとした研究機関が鱗の形状を調べて人工か天然ということを調べていますので、普通の解禁日後に釣れる比率とは違うことをご了解いただきたいと思います。また、年や場所によって結果は異なりますが、内水面漁業センターと高知大学が行った定期的に調べた結果はこのとおりとなっています。おっしゃるとおり人工種苗のできであったり、天然遡上の多い少ないで結果はかなり左右されますので、漁業調整規則で縛るのはできるだけ少なくして、河川ごとに実情に応じて漁協がしっかり管理して天然資源を守っていくことが重要ということで改正しようとしていますのでお願いします。

林田会長

小休にいたします。

(小休)

林田会長

正会に戻します。

他にございませんか。ないようでございますので、お諮りいたします。

第1号「議案高知県漁業調整規則の一部改正について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は原案が適当であると答申いたします。

続きまして、第2号議案「令和6年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

## 占部主幹

それでは第2号議案、「令和6年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」説明させていただきます。

資料を一枚めくっていただきまして、1ページをお願いします。

最初に、増殖目標量につきまして、簡単にご説明させていただきます。

現在、県内の内水面におきましては、15水系、17の内水面漁協及び漁連にあゆ・うなぎなどの第五種共同漁業権を免許しております。

漁業法第168条では第五種共同漁業権を免許された者は、漁業権対象魚種の増殖活動を行うことが規定されています。

また、水産庁からの通知では、その増殖について委員会が毎年その年の目標量等を各漁業権者に示し、公示することとされています。

そのため、本県では毎年、種苗放流などの増殖目標量や増殖活動の実施期間を本委員会で決定いたしまして、1ページから2ページの内容で県公報へ登載し、その増殖活動の履行につきましても指導していくこととしています。

それでは、3ページをお願いします。左の表は、令和5年の各漁協の漁業権対象魚種の目標量と放流実績を整理したものです。

ほとんどの漁協におきましては、目標量以上の放流が実施されています。うなぎの列をご覧くださいと、内共504号の魚梁瀬淡水漁協、内共515号の四万十川上流淡水漁協で実績が目標量を下回っております。こちらについて、個別に確認をさせていただきましたところ、うなぎの放流種苗単価が高く、5年度の予算いっぱいの数量しか放流できなかったとのことでした。来年度については目標量以上の放流をするとのことでした。また、あまごの列をご覧くださいと、内共502号の吉良川淡水漁協であまごの放流が実施されていませんでした。これについても確認したところ、5年度のあまごの生息数が多かったため、増殖をしなかったとのことでした。そのため、漁業法168条では漁業権の免許を受けた者は増殖しなければならないことを説明しまして、来年度以降は増殖を行うように指導しております。

また、もくずがにについては、内水面漁連の種苗生産が停止しており、他県からの調達もできなかったことから、昨年に続き全ての漁協で目標量を下回っております。内共510号の嶺北漁協、内共513号の仁淀川漁協には放流実績がありますが、これは他の水系の稚ガニを捕獲して放流したものとなっております。先に説明したとおり、漁業権対象種には増殖活動が漁業法で規定されていることから、早期の放流用種苗の確保について内水面漁連が内水面漁業センターと検討を進めているところで、もくずがにの令和5年度の増殖実績については、後ほど詳細にご説明します。

次に右の表ですが、こちらは放流以外の増殖活動ということで、あゆ

の産卵場造成が主体になっており、その他カワウや外来魚の駆除活動などが実施されております。

4 ページをお願いします。

こちらは、上の表が各漁協の河川利用者数、下の表が増殖事業収入の経年変化でございます。直近の令和4年は、河川利用者数が約1万6千人、増殖事業収入が約1億円となっており、右側にグラフで傾向をお示しております。令和3年と比べますと、河川利用者数が約1,500名、増殖事業収入が約40万円増加しております。

5 ページをお願いします。

令和6年の増殖目標量について、その算定方法と、変更になった増殖目標量について記載しています。まず「1の増殖目標量の算定方法について」ですが、増殖目標量は、各漁業権者ごとの、組合員数、賦課金、行使料、遊漁券発行枚数及び金額、種苗放流やその他産卵場造成などの増殖活動の実績等を調査し、そこから河川規模、組合員数、遊漁券の年券換算の実績を数値化し、その数値をランク区分する方法であゆにおける増殖目標量を算出しております。あゆ以外の魚種「うなぎ」「あまご」「もくずがに」については、このあゆにおけるランク分けによる算出値、過去の目標量、放流実績等を勘案して決定しております。こいにつきましては、コイヘルペスウイルス病の関係により、目標量は示さないこととしております。

そして、「2 令和6年の増殖目標量について」ですが、ご説明した方法で算定した結果、全魚種について各漁業権者の増殖目標量は令和5年と同じとなりました。また、後ほど説明しますが、もくずがにの増殖目標量については据え置いているものの、各漁協が様々な方法で増殖活動に取り組むこととしています。

増殖目標量の算定について、詳細をご説明しますので、6 ページをお願いします。表の一番上、野根川漁協を一例にランク分けをどのようにするかをご説明します。

まず、①河川規模が14.25Km ということで、左下の表「点数配分区分表」を見ていただきますと、20km未満で1点。次に上の表に戻っていただきまして、②組合員数は178名で、左下の区分表で100～299人の範囲ということで2点。次にまた上の表に戻って頂いて③利用者数年券換算ですが、こちらは遊漁券には日券と年券がございますが、日券を年券価値に換算して、年券と合わせた数値となっており、それが123枚で、左下の区分表で100～299枚の範囲ということで2点となります。

以上、河川規模1点、組合員数2点、利用者数年券換算2点の合計が5点となります。この5点を右下の点数ランク換算表でみるとEランクとなり、あゆの増殖目標量が30kg、うなぎの増殖目標量が10kgとなりま

す。

このような作業を漁業権者ごとに行ったのがこの6ページの上の表で、その算定したランク区分結果は右側から2番目のとおりとなります。

令和6年(案)のランク区分結果は、全ての漁業権者で右側の令和5年と変わりありませんでした。

7ページをお願いします。

こちらは、先程説明しました算定方法により算出した、令和6年の増殖目標量となっております。令和5年と変更はございません。

なお、もくずがにについても、増殖目標量は令和5年度と同様としております。先ほど説明しましたとおり、内水面漁連の生産は停止しているものの、各内水面漁協はもくずがにの漁業権の存続を強く希望していること、内水面漁連も放流の再開を目指す意思があること、そして、各内水面漁協において令和5年度は汲み上げ放流や放流以外の方法で増殖行為を積極的に行われたことから、令和5年9月には漁業権の一斉切換えも行い、漁業権を維持しております。

各漁協が行った令和5年度の増殖行為については、8ページをご覧ください。

これは各内水面漁協の令和5年度のもくずがに増殖の実績です。各漁協はカニが堰堤の魚道を遡上しやすくするような取り組みが実施されておりました。内共513号の仁淀川漁協では、他の漁業権のない河川で柴漬けなどの方法で稚ガニを捕獲し、河川への放流を行いました。内共516号の四万十川では、ゴリを漁獲するために設置する上り落としうえという漁法で混獲される稚ガニを捕獲し、四万十川の上流域にくみ上げ放流を行うとともに、天然の遡上が見込めない内共510号の嶺北漁協の河川へも放流を行いました。他にも内共509号の物部川と内共512号の鏡川でも同様に汲み上げ放流を行っておりました。また令和6年についてもこういった方法でもくずがにの増殖行為が行われるように各漁協について要請し、その計画や実績について聞き取るように致します。漁業管理課としては内水面漁連が種苗生産を再開するまでの一時的な措置として、こういった方法についても漁業権維持のための増殖行為として認めて参りたいと考えております。

それでは、1ページにお戻りください。

これは県公報へ登載予定の告示案で、令和6年の漁業権ごとの魚種別の放流量と、産卵場造成等を含めた総合的な増殖活動、期間等を記載しております。

魚種別の放流量につきましては、先程説明しました様に、令和5年と変更はありません。また、あゆなどの種苗放流以外の増殖活動等につきましては、例年どおり産卵場の造成、遡上・降下の助長など総合的な増

殖活動に取り組むこととしております。

なお、決議されましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

西脇委員

資料3ページでうなぎの放流でマイナスがでたところは予算いっぱいの量を放流したということで、来年は目標量を放流できるように指導したということでしたが、予算はとれるということでしょうか。

占部主幹

来年は予算をとって放流するということでした。

川村委員

今の質問に関連するんですが、今回うなぎの値段が高くなることによってやむを得ず放流できない河川がでていることが事実です。うなぎの稚魚の採捕は知事許可漁業に移行しましたが、うなぎの稚魚に関するところは海面も含めて全て第五種の放流に協力するべきと思います。今後のことになりますが、内水面と県の補助金だけに頼るべきではなく、種苗をとるところは全てこの放流に協力するようなことを今後考えていただきたいと思います。

林田会長

ありがとうございます。  
他にございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第2号議案「令和6年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案「もくずがにの採捕に係る委員会指示について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

## 占部主幹

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料2をご用意ください。まず、1ページをご覧ください。

こちらはもくずがに採捕に係る委員会指示の告示案です。2ページから8ページはもくずがにの採捕承認に関する事務取扱要領の案となっております。こちらについては後ほど詳細にご説明いたします。

9ページの参考資料1の委員会指示の新旧対照表をご覧ください。

現在、発動しております「もくずがにの採捕に係る委員会指示」ですが、高知県内水面漁場管理委員会指示第100号の指示の有効期間が、令和5年11月30日で切れることから、本議案は、新たに同様の内容の委員会指示を発動することにより、もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るものです。新たな指示の有効期間は令和5年12月1日から令和8年11月30日の3年間となっております。

10ページの参考資料2をご覧ください。

もくずがにの漁業権と、「もくずがにの採捕に係る委員会指示」を発動するまでの経緯等に関しまして、簡単にご説明をさせていただきます。

中段の2の「漁業権免許の状況」ですが、もくずがにの漁業権免許については、令和5年9月1日に、県内13の内水面漁協に免許をしています。

その免許内容は、漁業種類が第五種共同漁業権もくずがに、漁業時期が8月1日から11月30日となっております。免許を受けました漁協は、毎年増殖活動としまして、種苗放流を下の表のように実施していましたが、令和元年以降は内漁連の種苗生産が停止しており、種苗確保ができず、種苗放流以外の増殖行為を行っているところです。

一方で、3の「漁業権免許の内容」の漁業の時期のとおり、漁業の時期を「8月1日から11月30日」として免許しており、その時期以外は、漁業権が及ばない可能性がありますので、漁業権の時期以外に一般の方がもくずがにを採捕することを排除できない可能性があります。

令和2年に国にそれについて照会し確認したところ、漁業権はあくまで免許された漁業の時期において排他的に漁業を営む権利ということで、それ以外の時期に管理の必要があれば、委員会指示などで規制をかけることが望ましいとの指導を受けております。

漁協がもくずがにの種苗放流や、採捕制限、また大きさの制限等をして限られた時期に採捕しながら資源の管理をしておりますが、その時期以外に自由に採捕されると、資源の管理が十分にできなくなるといった状況になります。そのため、漁業権の時期以外を委員会指示で規制をかけて、採捕禁止にするものとなっております。

次に、13ページの参考資料3の委員会指示の適用除外についてをご覧

ください。

1の現行の適用除外について見ていただきますと、適用除外の項目は2つあり、①国の機関若しくは地方公共団体が調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合、②高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が調査等を目的として採捕する場合に限られております。

現在、内水面漁連のもくずがに種苗生産が停止されており、各河川では放流種苗の確保ができていません、そのため、各河川ではもくずがにの汲み上げ放流を試みる漁協が複数でてきております。汲み上げ放流は、各河川の下流域で2から8月頃にカニ籠等を設置し、稚ガニを採捕し、上流域に放流します。この時期の採捕については、委員会指示によって12月～7月まで採捕が禁止されているため、漁協が行う採捕は上記の②の委員会の承認を受ける必要があります。委員会の承認申請については、令和3年から5年までで、毎年5から6漁協から申請があり、目的、採捕期間、採捕区域、使用漁具及び漁法等の申請内容を記載していただき、その内容を委員会で審議し、委員会で承認するながれとなっております。しかしながら、くみあげ放流を効率的に実施するためには、事前に申請した内容を変更して採捕したい場合がでてくることも多々あります。そのため、申請内容を変更する場合にも再度、委員会に変更の承認を得る必要がありますので、委員会の開催等が必要となり、変更までに長期間を要し、円滑な放流の支障となっております。

そのため、内水面漁協等が行う増殖行為を目的とする委員会指示の適用除外に係る申請や変更等を迅速に行えるような体制を整えて欲しいとの意見があります。

そこで、内水面漁協がこの汲み上げ放流を毎年定期的に行うようになってきていること、漁協が稚ガニを効率的に採捕し、汲み上げ放流を含めたもくずがにの増殖行為に注力していただきたいことから、県内の内水面漁協又は連合会がもくずがにに係る増殖行為又は種苗生産を目的として採捕する場合は事務取扱要領に基づき、委員会での審議なしで、承認する取り扱いに変更することとしております。

これについて、もくずがにの採捕承認に関する事務取扱要領を新たに作成しまして、それに基づいて、県内の内水面漁協等が増殖行為を目的とした採捕に関しては事務局で承認の手続きを行っていきます。

2ページの事務取扱要領の案をご覧ください。2の承認の対象を見ていただきますと、承認の対象は次のとおりとし、(1)としまして、県内の内水面漁協又は連合会がもくずがにに係る増殖行為又は種苗生産を目的として採捕する場合は、委員会の審議なしで、承認しますが、(2)の国の機関又は地方公共団体以外がもくずがにに係る調査等を目的として

採捕する場合は、委員会で審議して、承認するという従来の方法で承認していくこととしています。

(1) と (2) の対象者はどちらも、委員会に承認申請をしていただき、(1) の者は委員会での審議なしで、事務取扱要領に基づき承認し、承認証を交付します。(2) の者は委員会で審議し、承認されれば、承認証を交付します。

承認を受けた者はもくずがにを採捕するとき、承認証を携帯していただき、承認期間が終了したら、報告書を委員会に提出していただきます。

事務取扱要領については、このような取り扱いとしたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、1 ページの内水面漁場管理委員会指示の発動について、もくずがにの採捕承認に関する事務取扱要領についてをご審議いただきます。

指示の内容につきましては、採捕の禁止の期間が「12月1日から翌年7月31日まで」。採捕の禁止の区域が「県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面」。指示の適用除外については、委員会の承認に関する事務取扱要領を新たに追加します。指示の有効期間につきましては、「令和5年12月1日から令和8年11月30日の3年間」としております。

なお、決議されましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案もくずがにの採捕に係る委員会指示については、原案のとおり発動することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案のとおり委員会指示の発動することといたします。

それでは、これをもちまして第17回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 21 期第 17 回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋\_\_\_\_\_

議事録署名委員 百田 美知\_\_\_\_\_

議事録署名委員 川村 寛二\_\_\_\_\_